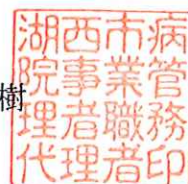


湖西市病院企業管理規程第6号

市立湖西病院看護師等修学資金貸与規程の一部を改正する規程を別紙のとおり
制定する。

令和8年7月6日

湖西市病院事業管理者職務代理者 市立湖西病院院長 加藤 秀樹



市立湖西病院看護師等修学資金貸与規程の一部を改正する規程

市立湖西病院看護師等修学資金貸与規程(平成 25 年病院企業管理規程第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「在学している者」の次に「(現に当院に在職している者を除く。)」を加える。

第 3 条第 1 項中「あたり」を「当たり」に、「月額 5 万円」を「1 人当たり月額 5 万円」に改める。

第 4 条中「受けた者」の次に「(第 7 条第 1 項及び第 2 項において「修学生」という。)」を加える。

第 5 条中「申請しなければならない」を「申請をしなければならない」に改める。

第 7 条第 1 項中「休学又は」を「休学し、又は」に改め、同条第 3 項中「第 10 条第 4 号の規定により、職員」を「職員」に改める。

第 9 条第 2 号及び第 3 号中「退学又は」を「退学し、又は」に改める。

第 11 条第 1 号中「卒業又は休学、復学若しくは」を「卒業し、又は休学し、復学し、若しくは」に改める。

様式第 5 号中「総合」を削り、「第 11 条」を「第 10 条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

修学資金償還猶予申請書

年 月 日

(宛先)湖西市病院事業管理者

住 所

氏 名



(署名又は記名押印)

市立湖西病院看護師等修学資金貸与規程第10条の規定により、修学資金の償還の猶予をお願いします。

修学資金の未償還金額		円
猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
在学又は修学 している養成施設	名 称	
	所 在 地	
理 由		